



令和 5 年 3 月 16 日

堺市長 永藤 英機 様

堺市議会議員及び市長の
倫理に関する調査会
会長 田口 吉美



令和 4 年資産等報告書等に関する審査の結果について

令和 4 年資産等報告書等の審査結果について、堺市長の倫理に関する条例（平成 18 年条例第 45 号）第 8 条第 4 項の規定に基づき意見書を提出いたします。

令和4年資産等報告書等に関する

意見書

堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会

第 1 資産等報告書等の記入状況

審査を行なった報告者48人の資産項目ごとの記入状況は、次のとおりである。（単位：人）

資 産 項 目		記 入 あり	該 当 な し	
資 産 等 報 告 書	土地	25	23	
	地上権又は土地の賃借権	3	45	
	建物	25	23	
	その他の不動産	1	47	
	預金・貯金（当座・普通）	42	6	
	預金・貯金（定期等）	19	29	
	金銭信託	5	43	
	有 価 証 券	国債証券	0	48
		地方債証券	0	48
		社債券	0	48
		株券	6	42
		その他	0	48
	自動車、船舶、航空機及び美術工芸品	19	29	
	日常生活の用に供しているものを除く動産	5	43	
	ゴルフ場利用に関する権利	3	45	
	貸付金	8	40	
借入金	16	32		
現金	10	38		
その他の債権	3	45		
その他の債務	2	46		
所 得 等 報 告 書	総 合 課 税	事業所得	4	44
		不動産所得	6	42
		利子所得	0	48
		配当所得	3	45
		給与所得	48	0
		雑所得	3	45
		譲渡所得	0	48
		一時所得	0	48
	分離課税に係る所得	4	44	
	山林所得	0	48	

資 産 項 目		記入あり	該 当 な し	
所 得 等 報 告 書	前 年 中 の 収 入	給与	4 8	0
		配当金	3	4 5
		利子	1	4 7
		賃貸料	5	4 3
		謝礼金	0	4 8
		その他	1 4	3 4
	贈与により取得した財産	0	4 8	
	利益の供与	1	4 7	
	もてなし	0	4 8	
報 連 告 書 等	報酬のあるもの	4 8	0	
	報酬のないもの	3 5	1 3	
	公職を退いた後の雇用に関する 契約その他取り決め	0	4 8	
資 産 取 引 報 告 書	国債証券	0	4 8	
	地方債証券	0	4 8	
	社債券	0	4 8	
	株券	1	4 7	
	その他の有価証券	1	4 7	
	先物商品	1	4 7	
	不動産権益	6	4 2	

第 2 会 議 の 経 過

会議の開催年月日、開催場所及び審議の概要は、次のとおりである。

	開催年月日	開催場所	審 議 等 の 概 要
第 1 回	令和 4 年 7 月 7 日	市役所本庁	資産等報告書等の審査依頼 会長・副会長の互選 資産等報告書等の書面審査（議員分）
第 2 回	令和 4 年 8 月 8 日	市役所本庁	資産等報告書等の書面審査（議員分）
第 3 回	令和 4 年 11 月 10 日	市役所本庁	資産等報告書等の書面審査（議員分、市長分）
第 4 回	令和 5 年 1 月 30 日	市役所本庁	令和 4 年 資産等報告書等に関する意見書作成の審議

第3 審査

1 審査方法

原則として、次の順序及び方法によって審査を行うものとした。

(1) 書面審査

委員各自が、事前に資産等報告書等の記載事項について比較対照を行い、疑問点を抽出し、調査会にて疑問点を出し合う。

ア 単年度関連項目の比較対照

[例] 利子と預金
配当金と株式取引
賃貸料と不動産
その他（事業収入）と営業用不動産・動産
不動産と不動産権益
地位と給与

イ 過年度における資産等報告書等の同一項目の比較対照

(2) 文書による説明依頼

上記の疑問点について調査会が必要と認める場合は、報告者に対し文書による説明を求める。口頭質問に対して文書による回答はこれに準じる。

(3) 疎明資料の提出依頼

上記の説明によってもなお疑問が残るときは、報告者にそのことを裏付ける資料の提出を求める。

(4) 事情聴取

上記の説明及び提出によってもなお疑問点が解明できないとき、及び上記の説明及び提出に応じないときは、調査会に報告者本人の出席を求め、報告者に対し、委員が質問をする。

なお、正当な理由なく事情聴取に応じなかった者については、その旨を意見書中に記載する。

(5) 留意事項

資産等報告書等の審査において疑問点が生じ、文書による説明、疎明資料の提出又は事情聴取を求める場合は、客観的な根拠を示して行う。

(6) 市民調査請求に係る調査

市民調査請求に係る調査については、上記に定める審査方法（取扱いに関する細目を含む。）に準じて行う。

(7) 補足説明資料の取扱い

資産等報告書等の審査の便宜を目的として、調査会に対し報告義務者から自発的に提出された補足説明資料については、審査の参考とする。

2 書面審査及び文書による説明依頼について

資産等報告書等の審査の第1段階としての書面審査及び第2段階としての文書による説明依頼については、次のとおり取り扱うものとした。

(1) 審査順序

ア 審査は、資産等報告書等綴の前から順番に行うものとする。

イ 委員である議員の審査については、後回しとし、書面審査の最後に行うものとする。

(2) 委員である議員の審査

委員である議員は、自己の資産等報告書等が審査される間、退席するものとする。

(3) 文書による説明依頼

表現方法及び公平の見地から必要な調整を加えたほうがよい場合は、書面審査終了後すべての報告者の指摘事項をまとめ説明依頼を行う。その必要がない場合は各報告者にそれぞれ文書による説明を求めるものとする。

なお、場合によっては文書による説明依頼に代えて、事務局を通じて報告者に対して口頭で照会し、その結果を事務局から報告させることができるものとする。

(4) 文書回答の審査

- ア 文書回答の審査の結果、必要と認めるときは、再度文書による説明を求めることができるものとする。
- イ 文書による説明を求められた者が正当な理由なく期限までに回答を提出しない場合は、文書回答を拒んだものとして次の段階の審査に移るものとする。
- ウ 文書による説明に代えて出席説明を求めた場合は、書面審査終了後に出席説明の機会を与えるものとする。

(5) 委員が市長又は議員の父母、祖父母、配偶者、子、孫、若しくは兄弟姉妹である場合の審査

委員が市長又は議員の父母、祖父母、配偶者、子、孫、若しくは兄弟姉妹である場合、当該人の資産等報告書等が審査される間、退席するものとする。

3 疎明資料の提出について

資産等報告書等の審査の第3段階としての疎明資料の提出については、次のとおり取り扱うものとした。

(1) 疎明資料は、次のようなものとする。ただし、これらは例示であって、それぞれの事案については、倫理調査会の審議を通じて、個々具体的に決定するものとする。

- ア 無報酬証明書、給与支払証明書（収入関係）
- イ 取引内容証明書（有価証券関係）
- ウ 金銭消費貸借契約書、借用書（貸付金・借入金関係）
- エ 預貯金残高証明書（預貯金関係）
- オ 登記簿謄本、固定資産税評価証明書（不動産関係）
- カ 住民票、戸籍謄（抄）本
- キ 確定申告書（控）

(2) 疎明資料の提出に際しては、再度文書による説明を求めることが適当であると認める場合は、疎明資料の提出に先だって、先に提出した説明書を補充するための又は異なった角度からの説明を求めるものとする。

(3) 条例上報告義務のない項目及び部分については、疎明資料の提出を求めないものとする。ただし、場合によっては、状況説明を求めることができる。

(4) 疎明資料の提出については、審査の第2段階である文書による説明を終えた段階で特に疑問のある報告者に限って、提出を求めるものとする。

(5) 疎明資料の提出を求める場合は、提出を求める報告者に対し、必要に応じ疑問の内容及びその資料を必要とする理由を説明するものとする。

(6) 疎明資料の提出及び提出された資料の公開にあたっては、提出者及び第三者のプライバシーを尊重するように努め、審査上不必要な部分については、塗りつぶし等の措置をとるものとする。

(7) 疎明資料の提出に要した費用については、提出者の負担を軽減するための措置を別途検討するものとする。

第4 資産等報告書等に対する審査結果

報告者名	審査結果
1 加藤 慎平 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
2 龍田 美栄 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
3 中野 貴文 議員	資産等報告書中「1 1 貸付金」欄の記載誤りを指摘した。
4 上野 充司 議員	所得等報告書中「1 前年分の所得」及び「2 前年中の収入」及び資産取引報告書中「前年の資産の取引」欄の記載漏れを指摘した。
5 藤井 載子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
6 白江 米一 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
7 小野 伸也 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
8 広田 新一 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
9 上田 勝人 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
10 渕上 猛志 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
11 森田 晃一 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
12 藤本 幸子 議員	資産等報告書中「5 預金・貯金(2)その他の預金・貯金」欄の記載誤りを指摘した。
13 西川 知己 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
14 伊豆丸精二 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
15 札幌 泰司 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
16 青谷 幸浩 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
17 的場 慎一 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
18 黒田 征樹 議員	調査会の指摘による訂正事項なし

報告者名	審査結果
19 信貴 良太 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
20 西川 良平 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
21 池側 昌男 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
22 大西 耕治 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
23 田代 優子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
24 西 哲史 議員	資産取引報告書中「前年の資産の取引」欄の記載漏れを指摘した。
25 木畑 匡 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
26 小堀 清次 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
27 石本 京子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
28 石谷 泰子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
29 西田 浩延 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
30 井関 貴史 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
31 上村 太一 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
32 三宅 達也 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
33 池田 克史 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
34 米田 敏文 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
35 池尻 秀樹 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
36 野里 文盛 議員	調査会の指摘による訂正事項なし

報 告 者 名	審 査 結 果
37 山口 典子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
38 西村 昭三 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
39 大林 健二 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
40 芝田 一 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
41 田渕 和夫 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
42 裏山 正利 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
43 宮本 恵子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
44 吉川 敏文 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
45 吉川 守 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
46 乾 恵美子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
47 長谷川俊英 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
48 永藤 英機 市長	調査会の指摘による訂正事項なし

第5 条例第10条の規定に基づく市民の調査請求
なし

第6 資産等報告書等の提出遅滞、虚偽報告又は調査に協力しなかった等
なし

第7 報告もれがあった者の氏名とその内容（報告順）

永藤 英機

令和2年関連会社等報告書
2 報酬のないもの 別紙1
(訂正後)

末尾に以下の項目を追加する。

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名
堺市	堺市堺区南瓦町 3-1	堺市総合教育会議議長
堺市	堺市堺区南瓦町 3-1	堺市安全まちづくり会議会長
大阪ヘルシー外食推進協議会	大阪市中央区大手前 1-6-8	特別会員
大阪府環境審議会	大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16	委員

令和3年関連会社等報告書
2 報酬のないもの 別紙1
(訂正後)

末尾に以下の項目を追加する。

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名
堺市	堺市堺区南瓦町 3-1	堺市総合教育会議議長
堺市	堺市堺区南瓦町 3-1	堺市安全まちづくり会議会長
大阪ヘルシー外食推進協議会	大阪市中央区大手前 1-6-8	特別会員
大阪府環境審議会	大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16	委員
日本国際連合協会関西本部	大阪市西区阿波座 1-7-12	顧問

井関 貴史

令和3年資産等報告書
6 金銭信託 別紙1
(訂正後)

末尾に以下の項目を追加する。

信託先	種類	元本の総額
楽天証券	証券投資信託【つみたてNISA】 (eMAXIS Slim 米国株式 (S&P500))	267,030 円

上野 充司

令和4年所得等報告書

1 前年分の所得

(訂正前)

区分	所得金額	基因となった事実
分離課税 長期譲渡所得		

(訂正後)

区分	所得金額	基因となった事実
分離課税 長期譲渡所得	5,722,314円	マンションの譲渡

2 前年中の収入(金額が30,000円未満のものを除く。)

(訂正前)

収入の区分	出所	金額
その他	該当なし	

(訂正後)

収入の区分	出所	金額
その他	大阪市北区中津3丁目1番 2-1101の土地建物売却	24,350,000円
	大阪市北区天満2丁目6番 2-902の土地建物売却	22,900,000円
	以下余白	

令和4年資産取引報告書

前年の資産の取引(取引価額が300,000円以上のものに限る。)

別紙

(訂正後)

末尾に以下の項目を追加する。

区分	取引の明細	期日	取引価額
不動産権益	大阪市北区中津3丁目1番2-1101 宅地725.19㎡、居宅54.09㎡ 所有権、株式会社プレサンスリアルタに売却	令和3年9月29日	ク
	大阪市北区天満2丁目6番2-902 宅地638.19㎡、居宅46.03㎡、所 有権、株式会社プレサンスリアルタに売却	令和3年9月29日	ク

西村 昭三

令和4年資産等報告書

1 2 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

（訂正前）

借入元	借入金の総額
該当なし	

（訂正後）

借入元	借入金の総額
池田 功三	10,000,000 円
坂本 芳英	3,000,000 円
以下余白	

西 哲史

令和4年資産取引報告書

前年の資産の取引（取引価額が300,000円以上のものに限る。）

（訂正前）

区分	取引の明細	期日	取引価額
不動産権益	該当なし		

（訂正後）

区分	取引の明細	期日	取引価額
不動産権益	別紙のとおり		
	以下余白		

（別紙）

前年の資産の取引（取引価額が300,000円以上のものに限る。）

区分	取引の明細	期日	取引価額
不動産権益	堺市西区上野芝向ヶ丘町 1273 番地 25 雑種地 81 m ² 、1273 番地 45 雑種地 26 m ² 所有権 株式会社関西中央ハウジングから購入	2021 年 5 月 20 日	ク

第 8 記入誤りがあった者の氏名とその内容（報告順）

永藤 英機

令和 2 年関連会社等報告書

2 報酬のないもの 別紙 1

（訂正前）

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名
近畿港湾協議会	神戸市中央区加納 6-5-1	理事
港湾海岸防災協議会	東京都港区赤坂 3-3-5	理事

（訂正後）

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名
近畿港湾協議会	神戸市中央区港島中町 4 丁目 1-1	理事
港湾海岸防災協議会	東京都港区赤坂 3-3-5	会員

令和 3 年関連会社等報告書

2 報酬のないもの 別紙 1

（訂正前）

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名
指定都市市長会	東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館 6 階	デジタル推進担当市長 指定都市議長会連携担当市長
近畿港湾協議会	神戸市中央区加納 6-5-1	理事
港湾海岸防災協議会	東京都港区赤坂 3-3-5	理事
大阪狭山市消防事務運営協議会	堺市堺区大浜南町 3-2-5	会長

（訂正後）

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名
指定都市市長会	東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館 6 階	デジタル化推進担当市長
近畿港湾協議会	神戸市中央区港島中町 4 丁目 1-1	理事
港湾海岸防災協議会	東京都港区赤坂 3-3-5	会員
堺市・大阪狭山市消防事務運営協議会	堺市堺区大浜南町 3-2-5	会長

中野 貴文

令和元年～3年資産等報告書

1 土地

(訂正前)

所在	種別	面積	固定資産税の 課税標準額	摘要
和歌山県橋本市あや の台 1-44-3	宅地	208.41 m ²	4,022,104 円	持分 3/10
和歌山県橋本市あや の台 1-44-4	宅地	208.36 m ²	4,021,139 円	持分 3/10
2003kaliaRoad, Waiki ki, Honolulu, Hawaii (ヒルトンハワイア ンビレッジラグーン タワーオーシャンフ ロント)	リゾ ート 物件	92 m ² (1 室)	—	
92-161waipPlace, Kap olei, HI96707 (マリオ ットコオリナビーチ クラブ)	リゾ ート 物件	110 m ² (1 室)	—	
以下余白				

(訂正後)

所在	種別	面積	固定資産税の 課税標準額	摘要
2003kaliaRoad, Waiki ki, Honolulu, Hawaii (ヒルトンハワイア ンビレッジラグーン タワーオーシャンフ ロント)	リゾ ート 物件	92 m ² (1 室)	—	
92-161waipPlace, Kap olei, HI96707 (マリオ ットコオリナビーチ クラブ)	リゾ ート 物件	110 m ² (1 室)	—	
以下余白				

広田 新一

令和元年資産等報告書

1 2 借入金 (生計を一にする親族からのものを除く。)

(訂正前)

借入元	借入金の総額
りそな銀行	14,053,053 円
トヨタクレジット	2,362,000 円
以下余白	

(訂正後)

借入元	借入金の総額
りそな銀行	14,053,053 円

トヨタクレジット	2,412,400 円
以下余白	

令和 2 年資産等報告書

1 2 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）
（訂正前）

借入元	借入金の総額
関西みらい銀行	28,000,000 円
トヨタクレジット	2,362,000 円
以下余白	

（訂正後）

借入元	借入金の総額
関西みらい銀行	28,000,000 円
トヨタクレジット	2,136,000 円
以下余白	

令和 3 年資産等報告書

1 2 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）
（訂正前）

借入元	借入金の総額
関西みらい銀行	27,012,464 円
トヨタクレジット	1,082,000 円
以下余白	

（訂正後）

借入元	借入金の総額
関西みらい銀行	27,012,464 円
トヨタクレジット	1,684,000 円
以下余白	

西川 良平

令和元年所得等報告書

2 前年中の収入（金額が30,000円未満のものを除く。）別紙2
（訂正前）

収入の区分	出所	金額
賃貸料	和泉市箕形町5丁目3-26(カーサ・エスプランドル)	966,863円

（訂正後）

収入の区分	出所	金額
賃貸料	和泉市箕形町5丁目 <u>625-3</u> (カーサ・エスプランドル)	966,863円

令和2年所得等報告書

2 前年中の収入（金額が30,000円未満のものを除く。）別紙2
（訂正前）

収入の区分	出所	金額
賃貸料	和泉市箕形町5丁目3-26(カーサ・エスプランドル) (名義書換料等含む)	11,564,749円

（訂正後）

収入の区分	出所	金額
賃貸料	和泉市箕形町5丁目 <u>625-3</u> (カーサ・エスプランドル) (名義書換料等含む)	11,564,749円

令和3年資産等報告書

7 有価証券

(4) 株券 別紙4

（訂正前）

銘柄	株数
株式会社みずほフィナンシャルグループ	70株

（訂正後）

銘柄	株数
株式会社みずほフィナンシャルグループ	<u>7</u> 株

令和3年所得等報告書

2 前年中の収入（金額が30,000円未満のものを除く。）別紙5
（訂正前）

収入の区分	出所	金額
賃貸料	和泉市箕形町5丁目3-26(カーサ・エスプランドル)	11,378,741円

(訂正後)

収入の区分	出所	金額
賃貸料	和泉市箕形町5丁目 625-3 (カーサ・エスプランドル)	11,378,741 円

中野 貴文

令和元年～4年資産等報告書

11 貸付金 (生計を一にする親族からのものを除く。)

(訂正前)

貸付先	貸付金の総額
Nakano Holdings 株式会社	3,000,000 円
学校法人 湖海学園 昭英高等学校	2,000,000 円
以下余白	

(訂正後)

貸付先	貸付金の総額
Nakano Holdings 株式会社	3,000,000 円
学校法人 湖海学園	2,000,000 円
以下余白	

藤本 幸子

令和4年資産等報告書

5 預金・貯金 (2) その他の預金・貯金

(訂正前)

預入先	種類	総額
三井住友銀行	定期預金 (令和3年9月14日満期)	8,000,000 円
以下余白		

(訂正前)

預入先	種類	総額
三井住友銀行	定期預金 (令和4年9月14日満期)	8,000,000 円
以下余白		

西 哲史

令和4年所得等報告書

提出日

(訂正前)

令和3年5月11日

(訂正後)

令和4年5月11日

第9 付属意見等

1 資産等報告書等への記入について

報告事項等全般に関し概ね適正に作成されているものの、審査の過程で記載誤りや記載漏れを理由とする報告書の訂正が見受けられ、過去分にも波及する事項もあり、記載内容に疑念を生じさせかねない。

資産等報告書等は広く閲覧に供するものであり、また、資産等報告書等の作成・公開は、市民への高潔性の実証のためにそれぞれに課された責務であることから、細心の注意を払い正確かつ丁寧に作成するよう求める。

2 より市民にわかりやすい制度について

資産等報告書の5(1)当座及び普通預金・普通貯金は、預入先ごとの総額が30万円未満であれば「該当なし」と記載される。預金・貯金については30万円未満であっても記載することや、事務局が事前に詳細を確認するなど、資産等報告書等の一層の明確化・透明性の確保を図ることを求める。

また、資産等報告書等の一部で価額区分による記号記載と金額による記載が混在していることや、価額を区分する価額帯の設定も幅が広いことから、わかりにくくなっている。資産等報告書等が市民にとってよりわかりやすく、審査しやすいものとする観点から、記載の統一化や価額区分の細分化について検討されたい。

倫理調査会委員

会 長	田口 吉美	(市民選出委員)
副会長	野里 文盛	(議会選出委員)
委 員	近藤 真理子	(市民選出委員)
〃	坂井 雅子	(市民選出委員)
〃	曾賀 善雄	(市民選出委員)
〃	中井 晃	(市民選出委員)
〃	吉井 英博	(市民選出委員)
〃	若本 理子	(市民選出委員)
〃	淵上 猛志	(議会選出委員)
〃	札幌 泰司	(議会選出委員)
〃	石本 京子	(議会選出委員)
〃	井関 貴史	(議会選出委員)
〃	大林 健二	(議会選出委員)

意見書提出日

令和5年3月16日